

世田谷版地域包括ケア 10年振り返り及び  
世田谷区地域保健医療福祉総合計画中間見直し支援業務委託  
プロポーザル実施説明書

令和8年2月

世　田　谷　区

## 1. 募集の主旨

世田谷区では地域包括ケアに取り組み令和7年度（2025年度）に10年を迎える。これまで10年の振り返り及びこれからの中間見直しについて考えていく。

また、区では地域包括ケアシステムを「世田谷版地域包括ケアシステム」と称し、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画（令和6～13年度）」（以下、「総合計画」という。）に取り組みを包含し策定している。

区を取り巻く社会情勢も大きく変化していることから、今日の福祉の考え方に対する立ち位置、国や都の動向を鑑み、その方針や内容等を反映しながら、令和8、9年（2025、2026年）度の2か年で、地域包括ケア10年の振り返り及び総合計画の中間見直しを行っていく。

そのため、過去に行政計画策定支援等の実績を備え、各種調査・報告・先行事例等の調査・分析、区民意識の分析、および国の動向などに基づく専門的見地から、計画の策定支援に携われる事業者に地域包括ケア10年の振り返り及び総合計画の中間見直し支援業務に携われる事業者を募集する。

## 2. 業務概要

### （1）令和8年度

#### 1) 主な業務内容

##### ①現状の把握・課題の整理・提言

- i 区の地域包括ケアに関する現状の整理、分析・提言
- ii 総合計画の施策等の進捗状況の取りまとめ、分析・提言
- iii その他、総合計画中間見直しの策定に係る課題の整理・提言

##### ②地域包括ケア10年振り返り及び総合計画中間見直しに向けて開催する各種会議の運営支援等

- i 対象となる会議とその開催時期及び回数は下表のとおり。

会議名	開催時期	回数	備考
地域保健福祉審議会 (以下、「審議会」という。)	令和8年 7月頃 令和8年11月頃 令和9年 3月頃	3回	総合計画の策定時に諮問、答申を行う区長の附属機関。
総合計画策定研究会 (以下、「研究会」という。)	令和8年 5月以降	2回程度	審議会の学識経験者等に参加していただき、総合計画策定委員会の議論や審議会に向けての資料作成について意見、助言をいただくために設置。
総合計画策定委員会 (以下、「委員会」という。)	令和8年 5月以降	3回程度	総合計画の中間見直しに当たり、庁内における検討を進めることを目

			的として設置。
総合計画策定作業部会 (以下、「作業部会」という。)	令和8年 5月以降	3回程度	委員会における検討を効率的に進めるために設置。

※進捗状況等により開催時期・回数を変更する場合もある。

- ii 各会議に出席し、検討に必要な情報を提供すること。
- iii 各会議に出席し、会議要旨録の作成を行うこと。なお、受託者が使用する端末は受託者が用意すること。
- iv 既存の資料・データに対し、分析、調査研究、整理、加工を行い、区や審議会委員等が求める資料を、区と協議の上、作成すること。
- v 委員会等府内検討会議で討議される個別テーマについて、必要に応じて、造詣の深い学識経験者を人選し、各会議へ招致もしくはヒアリングを行うこと。
- vi 必要に応じて、各会議実施の事前・事後に、区事務局と打ち合わせを行うこと。

#### ③総合計画中間見直し「中間まとめ」の作成

計画中間見直しに関する各会議での議論をとりまとめた上で、中間答申のたたき台となる報告書「中間まとめ」を、区と協議の上、作成すること。

#### ④その他

- i 総合計画中間見直しを円滑に進めるため、月1回程度の頻度で定例会を設け区事務局と計画に関する検討・打ち合わせを行うこと。
- ii 受託者独自に、または、区からの依頼により、総合計画中間見直しにあたり必要な情報収集をし、区へ情報提供すること。
- iii その他、総合計画の検討に係る支援を行うこと。

### 2) 業務履行にあたっての注意事項

上記業務を履行する要員は以下の事項を熟知していること。

- ・世田谷区地域保健医療福祉総合計画
- ・世田谷区の保健福祉に係る分野別計画
- ・国や都の社会福祉政策の現状や今後の動向等

### 3) 成果物

	名称	形式	部数	納期
1	各種会議要旨録	電子データ (ワード、エクセル等)	1部	会議終了の翌日より起算し3日以内（土日祝日および12月29日～1月3日を除く）
2	地域包括ケア10年振り返り中間まとめ（案）	電子データ（ワード、エクセル、パワーポイント等で作成したものの）	1部	令和8年9月頃（別途区より指示する）

		印刷文書	30 部	
3	地域包括ケア 10 年振り 返り報告書	電子データ（ワード、 エクセル、パワーポイント等で作成したも の）	1 部	令和 8 年 12 月 頃 (別途区より指 示する)
		印刷文書	30 部	
3	総合計画中間見直し「中間 まとめ」(案)	CD-R (ワード、エクセル、 パワーポイント等で 作成したもの、PDF 化 したもの)	1 枚	令和 9 年 3 月頃 (別途区より指 示する)
		印刷文書	30 部	

※成果物にかかる権利の帰属について

- ・本件業務の成果物についての著作権は世田谷区に帰属するものとする。
- ・また、世田谷区による二次加工等を妨げないものとする。

※データ入力済みの CD-R は、ウイルスチェックを行ったうえで納入すること。なお、ウイルスチェックに使用したソフトウェア名、バージョン名等を記載した証明書を提出すること。

## (2) 令和 9 年度

### 1) 主な業務内容

#### ① 総合計画中間見直しに向けて開催する各種会議の運営支援等

- i 対象となる会議とその開催時期及び回数は下表のとおり。

会議名	開催時期	回数	備考
地域保健福祉審議会	令和 9 年 7 月頃 11 月頃 令和 10 年 2 月頃	3 回	令和 8 年度に 同じ
総合計画策定研究会	令和 9 年 4 月以降	3 回程度	
総合計画策定委員会	令和 9 年 4 月以降	3 回程度	
総合計画策定作業部会	令和 9 年 4 月以降	3 回程度	

※進捗状況等により開催時期・回数を変更する場合もある。

- ii 各会議に出席し、検討に必要な情報を提供すること。
- iii 各会議に出席し、会議要旨録の作成を行うこと。なお、受託者が使用する端末は受託者が用意すること。
- iv 既存の資料・データに対し、分析、調査研究、整理、加工を行い、区や審議会委員等が求める資料を、区と協議の上、作成すること。
- v 委員会等府内検討会議で討議される個別テーマについて、必要に応じて、造詣の深い学識経験者を人選し、各会議へ招致もしくはヒアリングを行うこと。

vi 必要に応じて、各会議実施の事前・事後に、区事務局と打ち合わせを行うこと。

②パブリックコメント手続に関する支援業務

- i 意見募集資料の作成補助
- ii 募集ページの作成・掲載支援
- iii 募集期間中の問い合わせ対応補助
- iv 提出意見の整理・分類・集計
- v 意見に対する考え方の作成補助

③総合計画中間見直し「報告書」の作成支援

- i 既存の資料・データを整理、加工し、審議会委員や区が求める、本文中及び資料編の図表・グラフを調整または作成すること。
- ii 本文中における注釈、コラム及び資料編の用語解説について、アイデアを提案し作成すること。
- iii 報告書の編集（フォント調整、図表・グラフ・イラスト挿入、目次作成、ページ構成の編集等）、校正及びデザインを行うこと。

④その他

- i 総合計画中間見直しを円滑に進めるため、月1回程度の頻度で定例会を設け区事務局と計画に関する検討・打ち合わせを行うこと。
- ii 受託者独自に、または、区からの依頼により、総合計画中間見直しにあたり必要な情報収集をし、区へ情報提供すること。
- iii その他、総合計画の検討に係る支援を行うこと。

2) 業務履行にあたっての注意事項

令和8年度に同じ

3) 成果物

	名称	形式	部数	納期
2	会議要旨録	電子データ (ワード、エクセル等)	1部	会議終了の翌日より起算し3日以内（土日祝日および12月29日～1月3日を除く）
3	総合計画中間見直し「計画書」(素案)	CD-R (ワード、エクセル、パワーポイント等で作成したもの、PDF化したもの)	1枚	令和9年6月頃 (別途区より指示する)
		印刷文書	30部	
4	総合計画中間見直し「計画書」(案)	CD-R (ワード、エクセル、パワーポイント等で	1枚	令和9年10月頃 (別途区より指示する)

		作成したもの、PDF化したもの)		
		印刷文書	30部	

### 3. 履行期間

地域包括ケア10年振り返り及び総合計画中間見直し策定業務の期間を令和8年(2026年)度(令和8年(2026年)5月初旬～令和9年(2027年)3月31日)、総合計画中間見直し策定業務の期間を令和9年(2027年)度(令和9年(2027年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日)と想定して、業務の委託を予定し、本プロポーザルを実施するものである。

契約は、毎年3月31日までの会計年度を単位とし、履行に不備が無く、受託事業者にコンプライアンスに反する事項など継続して業務を委託し難い状況が無い限り、随意契約により、引き続いて業務を委託することを予定する。

### 4. 令和8年度委託料上限額

13,757,000円(消費税込)

※各種会議運営経費(委員報酬、会議費)は区が負担する。

### 5. 参加資格

地域包括ケア10年振り返り及び地域福祉計画中間見直し策定業務の実施に意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- ① 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- ③ 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- ④ 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- ⑤ 世田谷区や他自治体において地域包括ケアの推進に関する支援業務に従事した実績があること。
- ⑥ 「世田谷版地域包括ケア10年振り返り及び世田谷区地域保健医療福祉総合計画中間見直し支援業務委託選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

委員長：保健福祉政策部長 田中 耕太

副委員長：保健福祉政策部保健福祉政策課長 望月 美貴

委員：高齢福祉部高齢福祉課長 佐藤 秀和

委員：障害福祉部障害施策推進課長 須田 健志

委員：子ども・若者部子ども・若者支援課長 寺西 直樹

委員：世田谷保健所副所長健康企画課長事務取扱 桐山 徳幸

## 6. 選定日程

内容	日程	備考
手続開始の公告日	令和8年2月6日(金)	
参加表明書の提出期限	令和8年2月20日(金)15時	提出は、持参または郵送（書留郵便に限る）とする。
参加表明書の選定結果通知 (プロポーザル招請通知)	令和8年2月25日(水)	参加資格を満たしている事業者へ、プロポーザル招請通知を電子メールで送信する。 参加資格を満たしていない事業者へ、審査結果通知を電子メールで送信する。
質問票の提出期限	令和8年3月3日(火)15時	提出は、電子メールに限る。
質問回答の発送	令和8年3月12日(木)	質問内容及び回答を、参加資格を満たす全事業者へ電子メールで送信する。
提案書の提出期限	令和8年3月24日(火)15時	提出は、電子メールとする。
第一次審査	令和8年4月上旬～4月中旬 (予定)	第一次審査で上位5者を選定する。
第一次審査結果通知	令和8年4月中旬(予定)	結果通知は、全事業者へ郵送する。
第二次審査 ※プレゼンテーション	令和8年4月下旬(予定)	第一次審査で選定した5者を対象にして、プレゼンテーションを実施する。
第二次審査結果通知	令和8年4月下旬(予定)	結果通知は、全事業者へ郵送する。
契約締結	令和8年5月中旬(予定)	

## 7. 参加表明書の提出について

- (1) 提出期限：令和8年2月20日(金)15時まで必着
- (2) 提出場所：下記15. 本件担当部課に同じ
- (3) 様式：別紙1-1、別紙1-2、別紙1-3
- (4) 部数：1部
- (5) 提出方法：持参または郵送（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）
- (6) 辞退：参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、「参加辞退書」(別紙2)を提出すること。
- (7) 選考結果：参加資格を満たしている事業者へ、電子メールにて、プロポーザル招請通知を送信する。  
参加資格を満たしていない事業者へ、電子メールにて、選考結果を送信する。

## 8. 質問票の提出

- (1) 質問期限：令和8年3月3日（火）15時まで
- (2) 質問方法：質問票（別紙3）に質問事項を記入のうえ、下記15. 本件担当部課あて電子メールで送信すること。
- (3) 回答方法：令和8年3月12日（木）までに、電子メールにて、参加資格を満たす全事業者へ回答する。

## 9. 提案書の提出

プロポーザル招請通知を受領した事業者は、提案書を作成し提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年3月24日（火）15時まで
- (2) 提出場所：下記15. 本件担当部課に同じ
- (3) 提出方法：原本及び副本を電子メールにて、PDFデータを提出すること。

### 1) 企画提案書（A4版、両面刷、10ページ以内）

世田谷区が地域共生社会を一層推進するため、地域包括ケアの10年を節目として、その課題と方向性を踏まえつつ、新たに必要となる施策や拡充すべき取組とその方向性について、世田谷区の現状・課題、既存施策、先進自治体の事例、国の動向等を踏まえて提案する。

### 2) 業務計画書（A4版、両面刷）

- ① 団体の組織体制
- ② 団体設立の沿革と類似業務の実績
- ③ 本業務の実施体制（本業務を受託した場合のメンバー構成）
- ④ 本業務担当者（予定）の類似業務実績とその概要
- ⑤ 本業務の具体的方針、具体的な実施手法

### 3) 見積書（A4版、両面刷）

- ① 本業務の工程ごとの内訳（業務項目）
- ② 本業務の見積額（算出根拠）

### 4) 経営状況を確認できる書類（書式は自由）

※副本は全ての書類に事業者が特定できる名称、記載、ロゴマーク等は一切記載しないこと。

また、提案者が特定される記述または明らかに推察される記述は避けること。

※区が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

## 10. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

## 11. 提案書の選定方法

提案書を合議により審査するため、選定委員会を設置し、審査基準に基づき、評価を行う。まず、第一次審査として提案書の審査を実施し、上位5者を選定する。次に、第一次審査で選定した5者を対象にプレゼンテーションによる第二次審査を実施し、第一次審査と第二次審査の総合的な評価で決定する。

第二次審査の日時や開始時刻等の詳細は、別途招請通知によって連絡する。また、第二次審査における説明は、契約成立後に本業務に従事する者が行うこと。

## 12. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本件業務を行うために必要な社会福祉に関する理解度および課題認識等のレベル
- (2) 計画策定に関する情報収集・調査研究能力、業務履行の信頼度
- (3) 実施体制（配置人材、業務責任者等の経験や資格、区との連絡体制等）
- (4) 本件に類似する事業の実績
- (5) 見積もり金額の妥当性
- (6) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

## 13. 選定結果の通知期日及び方法

- (1) 選定委員会より1週間以内に、結果通知を郵送する。
- (2) 応募条件を満たしていないことが判明した場合、提出書類の評価は一切行わない。

## 14. その他

- (1) 本件は、令和8年度予算の配当を条件として契約する。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金　免除
- (4) 契約書作成の要否　要
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無　「無」
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (9) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。

## 15. 本件担当部課

世田谷区保健福祉政策部保健福祉政策課　担当　石井・石戸

住所：〒154-8504　世田谷区世田谷4-21-27　第二庁舎2階23番窓口

電話：03-5432-2427　FAX：03-5432-3017

（土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）